

居住費及び滞在費の負担限度額について

ユニット型個室の更なる整備促進を図る観点から、次のとおり負担限度額の見直しが行われました。

第3段階・ユニット型個室 1,640円/日 ⇒ 1,310円/日

これによる対象者及び負担限度額（1日あたりの利用者負担上限額）は次のとおりです。

第3段階に該当する認定証を所持する方について、有効期限の本年6月30日までは、「ユニット型個室 1,640円」の記載を「ユニット型個室 1,310円」と読み替えて下さい。

本年4月1日以降に認定する方については、新たな額を記載した認定証を交付します。

負担段階	対象者	居住費（滞在費）		食費
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村民税世帯非課税者であって、老齢福祉年金の受給者である方。 ●境界層該当（本来適用されるべき居住費・食費の基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となるもの）の方 ●生活保護の被保護者である方 	ユニット型個室	820円	300円
		ユニット型準個室	490円	
		従来型個室（特養等）	490円 (320円)	
		多床室	0円	
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村民税世帯非課税者であって、〔合計所得金額＋課税対象年金収入額〕が80万円以下の方 ●境界層該当の方 	ユニット型個室	820円	390円
		ユニット型準個室	490円	
		従来型個室（特養等）	490円 (420円)	
		多床室	320円	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村民税世帯非課税者であって、利用者負担第2段階該当者以外の方 ●境界層該当の方 ●市町村民税課税層における特例減額措置の適用がある方 	ユニット型個室	<u>1,310円</u>	650円
		ユニット型準個室	1,310円	
		従来型個室（特養等）	1,310円 (820円)	
		多床室	320円	